

軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例 の一部改正について（案）

改正の趣旨・背景

軽井沢町では、「軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例」に基づき、特定の土地利用行為を行う場合には、町長との事前協議を義務付けています。しかしながら、町長との事前協議を経ずに土地利用行為が行われている事例があることから、本条例の実行性を高めるため、公表規定の改正と罰則規定の新設を検討しています。

概 要

1 公表規定の改正

●現状

町長との事前協議が義務付けられている土地利用行為について、次のいずれかに該当するときは、町長は当該土地利用行為者に対して、必要な措置を講じるよう勧告することができ、また、当該土地利用行為者が、正当な理由がなく当該勧告に応じないときは、その行為者の氏名、住所等を公表することができます。

- (1) 事前協議が終了する前に土地利用行為に着手したとき
- (2) 事前協議の書類に虚偽があったとき
- (3) 自然保護対策要綱の基準に適合しないときの町長の助言又は指導に対し、必要な措置をとらなかったとき

検討案

公表の対象者を、土地利用行為者だけでなく、宅地開発や建築物に係る設計者、工事施工者（請負工事の下請人を含む。）及び工事監理者に広げることを検討しています。

2 罰則規定の新設

上記の(1)又は(2)に該当し、町長の勧告に従わない場合には、必要な措置を講ずるよう命じる規定（命令規定）を新たに規定した上で、当該命令に違反した者に対する罰則規定を設けることを検討します。

検討案

- ・ 命令に違反した者に、拘禁刑又は罰金刑を科す
- ・ 行為者のみならず、その法人等に対しても罰金刑を科す